

平成22年6月市議会定例会提出案件

提出案件 17件	議案 4件	予算案件 1件 条例案件 2件 単行案件 1件	報告案件 6件	承認案件 7件
----------	-------	-------------------------------	---------	---------

I 予算案件

平成22年度会津若松市一般会計補正予算（第2号）

II 条例案件

1 会津若松市税条例の一部を改正する条例

この案件は、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 給与所得者及び公的年金等受給者は、扶養親族に関する事項を記載した申告書を市長に提出しなければならないこととした。
- ② 公的年金からの特別徴収制度の対象とならない65歳未満の公的年金に係る所得を有する給与所得者について、公的年金に係る所得に係る所得割額を、給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して給与から特別徴収の方法により徴収することができることとした。
- ③ 平成22年10月1日以後に売渡しが行われるたばこに係る市たばこ税の税率について、1,000本当たり1,320円（旧3級品については1,000本当たり626円）引き上げることとした。
- ④ 平成22年10月1日前に売渡しが行われたたばこを同日に販売を目的として所持する販売業者等に対して、手持品課税を行うこととした。
- ⑤ 非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置の創設に伴い、当該口座内の株式等の譲渡所得等とそれ以外の株式等の譲渡所得等を区分して市民税に係る所得を計算することとした。
- ⑥ 法人税法等の一部改正に伴い、必要な条文の整備を行うこととした。

(2) 施行期日等

- ① (1)の⑥の一部は公布の日から、(1)の③、④及び⑥の一部は平成22年10月1日から、(1)の①及び⑥の一部は平成23年1月1日から、(1)の②は平成23年4月1日から、(1)の⑤は平成25年1月1日から、(1)の⑥の一部は地方自治法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

2 会津若松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

この案件は、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 基礎課税額の課税限度額を 50 万円に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を 13 万円に引き上げることとした。
- ② 被用者保険の被保険者の後期高齢者医療制度への移行に伴い、当該移行者の被扶養者が新たに国民健康保険の被保険者となった場合における国民健康保険税の減免措置の適用期間の制限をなくすこととした。
- ③ 地方税法等の一部改正に伴い、必要な条文の整備を行うこととした。

(2) 施行期日等

- ① 公布の日から施行し、(1)の③の一部を除き平成 22 年 4 月 1 日から適用することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

III 単行案件

1 財産の取得について

この案件は、香塩地区農村公園用地として、土地を取得しようとするものです。

(1) 取得物件

- ① 所在 会津若松市大戸町上三寄香塩 1861 番、1862 番、1863 番
- ② 地目 雑種地

(2) 取得面積

12,461 平方メートル

(3) 取得金額

50,129,230 円

(4) 取得の相手方

会津若松市中央三丁目 10 番 12 号
会津若松地方土地開発公社

IV 報告案件

1 平成 21 年度会津若松市一般会計継続費繰越計算書について

この案件は、さきに継続費として市議会の議決を経た（仮称）生涯学習総合センター整備事業等について、継続費繰越計算書を調製したので報告するものです。

2 平成 21 年度会津若松市一般会計繰越明許費繰越計算書について

この案件は、さきに繰越明許費として市議会の議決を経た舗装及び改良事業等について、繰越明許費繰越計算書を調製したので報告するものです。

3 平成 21 年度会津若松市一般会計事故繰越し繰越計算書について

この案件は、地域介護・福祉空間整備等補助金について、事故繰越しの措置を講じたことに伴い、事故繰越し繰越計算書を調製したので報告するものです。

4 平成 21 年度会津若松市水道事業会計予算繰越計算書について

この案件は、平成 21 年度会津若松市水道事業会計予算の繰越しについて、予算繰越計算書を調製したので報告するものです。

5 平成 21 年度会津若松市観光施設事業特別会計継続費繰越計算書について

この案件は、さきに継続費として市議会の議決を経た往時の天守閣再現事業について、継続費繰越計算書を調製したので報告するものです。

6 平成 21 年度会津若松市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

この案件は、さきに繰越明許費として市議会の議決を経た補助対象事業について、繰越明許費繰越計算書を調製したので報告するものです。

V 承認案件

- 1 平成 21 年度会津若松市一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分について
- 2 平成 21 年度会津若松市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について
- 3 平成 21 年度会津若松市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について
- 4 平成 21 年度会津若松市扇町土地区画整理事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について
- 5 平成 21 年度会津若松市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分について
- 6 平成 21 年度会津若松市個別生活排水事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分について

この 6 案件は、市債等の確定に伴い、補正措置を講じたことについて、その承認を求めようとするものです。

7 会津若松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

この案件は、地方税法の一部改正に伴い、所要の措置を講じたことについて、その承認を求めようとするものです。

(1) 改正内容

国民健康保険税の被保険者が、倒産等の理由により離職した雇用保険の受給者である場合等において、所得割額の算定の基礎となる総所得金額及び減額措置判定の基準となる総所得金額に給与所得が含まれている場合は、当該給与所得の金額をその金額の 100 分の 30 に相当する金額として計算した金額とする特例措置を講ずることとした。

(2) 施行期日等

- ① 平成 22 年 4 月 1 日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。